

令和6年1月15日

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 早瀬 英俊

一般競争入札について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和5年9月11日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品 名	規 格	単 位	数 量
草刈機（小型），タイプ1	仕様書、調達要領指定書のとおり。	UN	32
伐採機	”	UN	2

(2) 納 期 令和6年6月28日

(3) 納 地 陸上自衛隊苗穂分屯地

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和5年度有効の全省庁統一競争参加資格「物品の販売」「A」、「B」、「C」又は「D」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和6年1月30日（火）10時30分

(2) 場 所 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

5 落札決定方法

(1) 総額により決定する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、同額の場合は抽選とする。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

7 入札の無効

(1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札金額、入札者及び担当者氏名、連絡先の記載がない入札書

(4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

(5) 電話、電報及びFAXによる入札

(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、物品売買契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

9 その他

(1) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

(2) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨（コロナウイルス等の感染防止のため）

イ 郵便入札の要領等

(ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

(イ) 送付期限

令和6年1月29日（月）17時00分（必着）

- (ウ) 送付要領
 - a 入札書は、「草刈機（小型）、タイプ1ほか1件」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。
 - b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて配達が可能である郵便又はメール便にて送付する。
- (エ) 到着の確認
 - 郵送入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (3) 再度入札
 - ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
 - イ 郵便による入札者がいる場合
 - (ア) 再度入札の実施日時
 - 令和6年2月2日（金）13時00分
 - (イ) 郵便入札の要領
 - a 送付期限
 - 令和6年2月1日（木）17時00分（必着）
 - b その他の要領
 - 初度の入札と同様
- (4) 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出する。（FAX可）
- (5) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- (6) 同等品をもって入札をする場合は、令和6年1月23日（火）17時までに「入札及び契約心得」で示す「同等品判定依頼書」の様式をもって契約課担当者に提出し、入札前に書面をもって承認を受けなければならない。
- (7) 入札に関する問い合わせ先
 - 物品及び仕様等に関する事項
 - 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：成田）
 - 電話 0123-36-8611（内線5257）
- (8) 公告掲示場所
 - ア 掲示板
 - (ア) 島松駐屯地
 - (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
 - イ 北海道補給処ホームページ
 - <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (9) 公告掲示期間
 - 令和6年1月15日～令和6年1月30日

調達要求番号: 3MCCZAT0202

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	3750-139-8119-5	仕様書番号
草刈機 (小型)	HE-B137003H	
	作成	平成11年12月6日
	変更	平成30年4月4日
	作成部隊等名	補給統制本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の草刈機について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1-種類

番号	種類	規定
1	草刈機 (小型), タイプ1	調達品目表1による。
2	草刈機 (小型), タイプ2	調達品目表2による。

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、種類による。

例 草刈機 (小型), タイプ1

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

NDS Z 8011 角形銘板

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は、調達品目表による。

3.3 塗装

塗装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造者が規定する社内規格による。

3.4 製品の表示

製品の表示は、GLT-CG-Z000001の2.3及びNDS Z 8011による1種銘板を表示するものとする。

なお、操作、安全などに関する表示、標識などは、日本語又は英語によって表示するものとする。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の4.2による。

6 その他の指示

6.1 附属品・予備品

附属品及び予備品は、製造者が規定する仕様及び社内規格による標準附属品及び標準予備品とするほか、特に必要とする場合は、調達品目表で指示する。

6.2 納入書類

6.2.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2の書類を製品ごとに添付するものとする。

表2-添付書類

番号	添付書類	数量	規定
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の箇条7による。 日本語版とし、合冊することができる。
2	整備資料（第1種）	1	
3	部品表（第1種）	1	

6.2.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指示する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊関東補給処古河支処に表3の書類を提出するものとする。ただし、過去に納入実績があり、前回納入時と変更がない場合は、官側の承認を受けて省略することができる。

表3-提出書類

番号	提出書類	数量	規定
1	取扱説明書	a)	GLT-CG-Z000001の箇条7による。 日本語版とし、合冊することができる。
2	整備資料（第1種）	a)	
3	部品表（第1種）	a)	
注 ^{a)} 数量は、調達要領指定書によって指定する。			

6.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達品目表 1

調達要求番号	3MCC2AT0202	作成部隊等名	補給統制本部
調達要求年月日	令和6年1月12日	作成年月日	平成30年 4月 4日
仕様書番号	HE-B137003H		
1 調達品目			
品名	カタログ製品名 ^{a)}		
草刈機 (小型), タイプ1	㈱IHIアグリテック	GC53A	
	㈱共栄社	GM530D	
	本田技研工業㈱	HRX537	
	㈱新宮商行	SLM21450HB	
	カーツ㈱	LM5360HX	
	又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)		
注 ^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。			
2 性能等			
同等と判断する要求基準は、次による。			
a)	刈り刃はフリー刃 (2枚以上) 又はクラッチ機構付きなどとし、異物などの巻込みによってエンジンに急激な負荷がかからない構造とする。		
b)	刈幅	500 mm以上	
c)	最低刈高	20 mm以下	
d)	集草機能	グラスバッグ付き	
e)	エンジン	4サイクルエンジン	
f)	出力	3 kW以上	

調達品目表 2

調達要求番号		作成部隊等名	補給統制本部
調達要求年月日		作成年月日	平成30年 4月 4日
仕様書番号	HE-B137003H		
1 調達品目			
品名	カタログ製品名 ^{a)}		
草刈機 (小型), タイプ2	㈱共栄社 GMF47A		
	㈱IHIアグリテック R47AF 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)		
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。			
2 性能等			
同等と判断する要求基準は、次による。			
a)	下部から空気を吹き出すことによって、浮上した状態で作業が可能な構造とする。		
b)	安全装置	操作レバーを放すことによって、エンジンが停止する構造とする。	
c)	刈幅	470 mm以上	
d)	刈高	最低刈高は、15 mm以下とし、20 mm以上の調整幅をもつものとする。	
e)	出力	2.2 kW以上	

調達要領指定書	発 備 番 号	5 - 1 3 6
	調 達 要 求 番 号	3 M C C 2 A T 0 2 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 6 年 1 月 1 2 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 1 2 日
品 名	草刈機 (小型) , タイプ1	
仕 様 書 番 号	HE-B137003H	

指定事項：次の通り仕様書を補足する。

1 総則

1.3 種類

種類は、表1の番号1とする。

3 製品に関する要求

3.4 製品の表示

器材番号は、「1B-0301 ~ 1B-0332」の連番を記入するものとする。

6 その他の指示

6.2.2 提出書類

契約の相手方は、表2の書類を陸上自衛隊北海道補給処装備計画部施設課に提出するものとする。ただし、過去に納入実績があり前回納入時と変更のない場合は、省略できる。

表2-提出書類

番号	添付書類	数量	注記
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z00001の箇条7による。
2	整備資料 (第1種)	1	日本語版とし、合冊することができる。
3	部品表 (第1種)	1	

6.3 組付・試運転

契約の相手方は、製品の組付け及び試運転実施後引渡しをするものとする。

調達要求番号: 3MCC2AT0202

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	3750-291-3420-5	仕 様 書 番 号
施設器材等市販品調達	NE-Z100002	
	作 成	平成24年 5月30日
	変 更	平成 年 月 日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において施設器材等の市販品調達を行う場合、必要な共通事項について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者などの使用している商品目録、パンフレットなどをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S 日本工業規格

N D S Z 8 0 1 1 角形銘板

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達要領指定書によって指定する。

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量など

構造・形状・寸法・性能・質量などは、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造者の定める仕様及びJ I S又はJ I Sに準ずる規格などによる。


3.3 外観

外観は、仕上げ良好で、きず、割れ、まくれ、さびその他の有害な欠陥があつてはならない。

3.4 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、図1に示す様式の銘板を製品本体の適宜の位置に堅固に接着するものとする。

単位 mm

陸 上 自 衛 隊 		25
物品番号	(該当事項を記入)	
品 名	(製品の呼び方を記入)	
納入年月	(西暦年月を記入)	
納 入 者	(契約の相手方の名称又は略号を記入)	
50		

注記1 銘板の材料は、NDS Z 8011で指定するアルミニウムはくとする。

注記2 用字及び書体は、NDS Z 8011による。

注記3 寸法は、標準を示す。

図1—様式及び記入要領

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習とする。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の4.2による。

6 その他の指示

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	5 - 1 3 7
	調 達 要 求 番 号	3 M C C 2 A T 0 2 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 6 年 1 月 1 2 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 1 2 日
品 名	伐採機	
仕 様 書 番 号	NE-Z100002	

指定事項：次の通り仕様書を補足する。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1-調達品目表

項目番号	品名	カタログ製品名
0002	伐採機	(株)丸山製作所 MB3610U-1 (株)やまびこ BC3510DW1-EZ 又は同等以上のもの(他社製品を含む。)

注¹⁾ この表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量など

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) エンジン種類 2サイクルエンジン
- b) 排気量 33 cc以上
- c) 始動方式 リコイルスタータ又はリコイルスタータ・ロープ併用式
- d) 燃料タンク容量 0.75 L以上
- e) 質量 7 kg以下

3.4 製品の表示

- a) 製品の表示は、図1に示す様式の銘板を適宜の位置に堅固に接着するものとする。
- b) 器材番号は、「2B-0895 ~ 2B-0896」の連番を記入するものとする。

単位 mm


陸上自衛隊 		30
物品番号	(該当事項を記入)	
品名	(製品の呼び方を記入)	
器材番号	(該当事項を記入)	
納入年月	(西暦年月を記入)	
納入者	(契約の相手方の名称又は略号を記入)	
60		

図1-様式及び記入要領

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、製造者が規定する仕様及び社内規定による標準附属品とする。

6.2 添付書類

契約の相手方は、表2の書類を製品ごとに添付するものとする。

表2-添付書類

番号	添付書類	数量	注記
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z00001の箇条7による。
2	整備資料（第1種）	1	日本語版とし、合冊することができる。
3	部品表（第1種）	1	

6.3 組付・試運転

契約の相手方は、製品の組付け及び試運転実施後引渡しをするものとする。

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについては子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上滅殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合